

I. 調査の概要

1. 実施概要

(1) 調査目的

この調査は、大東市における人権問題に関する市民啓発の効果的な推進を図り市民意識を高めるために、人権に関する市民の意識の状況を調査・分析することを目的とした。

(2) 調査時期

1995年(平成7年) 10~11月

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収法

(4) 調査対象

大東市民 満16歳以上の男女

(5) 標本数

2500人

(6) 標本抽出法

住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出

(7) 組織

調査にあたっては、庁内に設置する人権啓発推進本部を実施主体とした。また、調査の実施・分析の充実を図るため、学識経験者からなる「調査懇談会」を設置し、指導、助言を得た。

調査懇談会メンバー(順不同)

八木 晃介	(花園大学教授)
横須賀 俊司	(南大阪社会福祉専門学校専任講師) (関西学院大学非常勤講師)
畠 律江	(毎日新聞社学芸部記者)
李 福美	(KMJ研究センター)

(8) 委託機関

日本統計調査株式会社

(9) 日 程

1995年(平成7年)	8月11日	第1回懇談会
	8月17日	第2回懇談会
	10月20日	調査票発送
	10月27日	第1回協力御礼状兼督促ハガキ発送
	11月 2日	第2回協力御礼状兼督促ハガキ発送
	11月 6日	回収締め切り
	12月15日	第3回懇談会
	2月13日	第4回懇談会
	3月	第5回懇談会(郵送による意見聴取 に換える)

【表1 回収状況】

割 当 標 本 数	有効回収 調査票数	有 効 回収率(%)
2500	1355	54.2

※この報告書をみる際の留意点

1. 小数点第2位以下を四捨五入しているために合計した数値が100%にならない場合があります。
2. 男性の数と女性の数を合計すると全体数より1名足りませんが、これは性別が無回答の方をはずしているためです。

1. 女性問題

差別の「見えにくさ」を見つめてこそ

毎日新聞学年部記者 煙 律江

「日本の女性は十分に強くなかった」「もう女だ男だといふ時代ではない」といった表現をよく聞きました。確かに女性の社会進出は次第に進み、国際女性年（一九七五年）以降、女性旗揚も推進され、女性を取り巻く法制度の改革も行われました。しかし政治・経済などの意思決定の場への女性の参画の少なさ、高齢化社会における中高年女性の偏見、女子学生の就職難、性別や介護学級の差し、性暴力の問題など、女性をめぐる困難な状況は今なお続いており、ここ数年は女性運動に対する「ハッタラッシュ（運動）」現象も見られます。女性の生き方の選択肢はほど広がっていないにもかかわらず、「女性は自由だ」というイメージだけが一人歩きしている印象も否めません。

今回の調査では、男女別のクロス集計も行わわれています。ここでは男女の回答の差にも留意しながら、女性問題に対する市民の意識をみてみましょう。

●差別の認識の男女差

問1－キで、「どんな社会でも差別はつきものだ」という意見に「そう思う」と回答した人は男性40%、女性48%と、女性の方が高くなっています。しかし、これが「わがこと」となると少し反応が違ってきます。問2で、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかどうか尋ねていますが、「ないと思う」人は男性61%、女性60%とあまり変わりません。女性の方が差別社会を認識している度合が高いのは、男性から差別を受けているという日常の被差別感からと推測されますが、いざ個別の生活中の人権侵害とは何か、となると自分では指摘しにくい。女性は、現実の家庭や職場で自分が受けている差別を、人権侵害の枠ではどうえりたい側面があるのかとも知れません。

問6をみると、女性差別の要因が「差別される側にあると思う」人は8%で、「同和地区出身の人」（1.5%）「在日韓国人・朝鮮人」（1.0%）よりも、「障害」者（7%）に近い数字になっています。差別される側に差別の要因があるとする「責任転嫁派」は、女性問題については少ないようです。ただ差別する側、差別される側の「どちらとも言えない」とする人が1.9%で、他より高いのが特徴的です。

「女性」が脅として差別されていると考えると考える時、差別者は脅としての「男性」になりますが、個別的な日常生活の中では、差別される側とする側が「愛情」を持って結びつき、家庭を築いていることがあります。実はこれが、女性問題の抱える難しさなのです。たとえ女性がどんなに男性の暴力に耐えていようと、それが一つの愛情の形と意識されていることがあります。また「男性にも問題はあるが、女性の自覚も足りないからだ」という表現で、差別の原因があいまいに拡散されていく危険性が常につきまといます。女性問題への取り組みは、特に私の立場においては、愛情や性のあり方に切りこまねばならないのだということを、はっきりと認識しておく必要があります。

●変化する役割分担意識

問一七は、役割分担意識についての設問です。昔ながらの「男は仕事、女は家庭に」という考え方には、「同感しない」派が5.4%で「同感」派(4.0%)を上回り、過半数を占めました。性別では、やはり女性の「同感しない」派(6.0%)が男性の「同感しない」派(4.6%)を大きく上回り、男女の意識の差がくっきり出ています。

年齢別では五〇代以上に「同感派」が多いのですが、四〇代の「同感しない」派は6.0%と、二〇代、三〇代を上回っているのが注目されます。子育てがひと段落し、新たな出発を求める年代だからかも知れません。冒頭謹したり、パートとして働き始める女性が多いのもこの世代です。しかし、ここで出てくるのが「男は仕事、女は家庭と仕事」という「新・性別役割分業」です。家事と家計補助のための雇用労働の両方に追われる主婦層は「日本型パートタイマー」の中核になっており、その労働条件の悪さ、身分の不安定さが問題になっています。さすがに「男は仕事、女は家庭」と単純に考える人は減っているようですが、この新たな女性の二重負担の構造を見過ごすわけにはいきません。

●変化する結婚観

問一八では、結婚に対する意識を聞きました。五つの回答は、かつて総理府が行った調査に近いものになりました。最も多かった回答は「一人立ち（自立）できるのであれば、あえて結婚しなくてよい」(30%)でした。

1972年、79年、84年の「婦人に関する意識調査」（総理府）によれば、「あえて結婚しなくとも」と考える女性は1.3%、2.3%、2.4%と次第に増えています。今回の調査結果をみると、女性ではそれを上回る3.6%。結婚観はかなり変わってきました。これに対し男性は「精神的にも経済的にも安定する」という人が最も多い(3.2%)のですが、それでも21%の人が「あえて結婚しなくとも」と答えるようになっています。日本人は“結婚好き”と言われ、「あなた本入は」と聞えば「一度は結婚したい」と答える人がほとんどなのようです。問一八の結果は、少なくとも他者の生き方に対する許容範囲が広がったことを示しています。

問一九では、「夫婦別姓」について聞きました。「同姓」派が5.5%ですが、「別姓選択」派も4.3%で、拮抗してきます。同姓が家族の一体感につながると考える人が依然として多いのですが、「夫婦別姓」も、かなり市民権を得てきたようです。まことに「別姓選択」(4.7%)「別姓」(2%)が合計で半数近くを占めています。また、結婚を身近に考えている二十代後半から三十代の層で5.7%、5.3%と半数以上が「別姓選択」派となっていますのが注目されます。

現在では結婚したカップルは9.8%が夫の姓を選びます。そのためには社会生活や親族との付き合い、精神面などで不利益を感じている女性が多いことが、夫婦別姓の要求につながりました。九六年二月、法制審議会が答申した民法改正案要綱には選択的夫婦別姓が入りましたが、この案では婚姻届を出す時に子供をどちらの姓にするか決めねばなりません。現在の法律では子供はほとんど夫の姓となる予想され、婚姻届と出産がセットで考えられている点にも疑問が持たれています。民法の今後に注目していきたいものです。

●根強い職場での不平等

問一〇では、男女の平等意識がどの生活分野で実現しているかを感じているかを尋ねています。「十分、またはある程度平等」と感じている人が多いのは、「学校教育」(6.5%)と「家庭生活」(5.3%)。そして「生徒や制服」(3.9%)が続きますが、「社会通念・習慣」「賞金・定年等労働条件」「雇用機会や昇進」となると不平等感の方が強くなり、「あまり、あるいは全く平等にならない」と考える層が、それぞれ7.3%、7.6%、7.7%にも達しています。

当然ながら全項目で女性の方の不平等感が強くなっていますが、ことに「家庭生活」に不平等を感じている女性は5.0%、男性は3.0%と、男女の意識に最も大きな差があります。男性の例が「わが家は男女平等」と胸得意しているのも、女性は足元の現実に気づいています。ただし職場については、さすがにかなりの男性が女性への不平等を認識しているからでしょう。男女雇用機会均等法が施行されて十年になろうとするのに、これは余りにも寂しい結果ではないでしょうか。

●見つめたい「あきらめ」の背景

問一一で、職場の制度や慣行に対する意識を聞いています。「よくない」と答えた人が最も多かったのは「デュエットを強いる」で、5.5%。これはいわゆるセクシーファル・ハラスメントですが、「よくない」と答えた男性の比率(5.9%)が女性(5.2%)よりも高くなっています。他の項目より目につきやすい行為なのでしょう。

他の項目では3割から4割程度の人が「よくない」と答えていますが、「やむを得ない」としている人がそれ以上に多く、4割から5割程度を占めます。また「デュエット」と「女性のお茶汲み」を「やむを得ない」とあきらめている女性の比率が、男性を上回っています。気になるのは、こうした「あきらめ」です。また「男女の仕事内容が違う」とを男性の2.4%が「当然」としていますが、この「当然」の根拠とは、一体何でしょうか。

かなりの体力・精神力を使う仕事でも、「女性職」だからというだけで低賃金に抑えられる職種が少なくありません。また、女性が仕事を続けにくいための理由は「男性にしかできない仕事だから」ではなく、家事・育児・介護のため、というケースが多いのです。コース別雇用管理において、ほとんどの女性が「補助職」を選び男性が「総合職」を選ぶのも、この家庭責任の問題を抜きにしては考えられません。

日本が95年に批准したILO(国際労働機関)の「家庭責任条約」は、男女は家庭に対して共に責任を持つとし、家庭責任を有する男女を職場で不利に扱つてはならないとしています。逆に、過労死するほど職場に拘束される男性の生き方も問題になっています。先進諸国では、妻を扶養者として选んだ男子労働者は、もはや労働者の標準モデルとはならなくなっていました。一人の人間が自分を救うだけの経済を持つこと、そして働く権利を保障されること、自立の大切な前提なのです。今こそあらゆる面で「あきらめ」の背景を改めて問い合わせ直し、新しい社会を創造する姿勢が必要です。

2. 「障害」者問題

人権問題市民意識調査にかかわって

南大阪社会福祉専門学校卒業師、関西学院大学非常勤講師 横須賀俊司

本調査は1989年に実施されたものと同様の調査である。前回は部落問題を中心とした調査項目が設定されていたが、今回は女性、「障害者」、在日朝鮮人にに関する項目も増設された。これは部族問題のみならず、他の人権問題に対する認識の広がりが影響しているといえる。しかし、増設数をみてもわかるとおり、他の問題が付け足し程度になっている印象はない。もちろん、全く実施しないよりも、少しでも実施することの方が意義のあることは事実であろう。その意義をさらには他の人権問題の項目を部署問題と同等の数に増やしていくことが求められるのである。ところが、そうなると設問数がかなりの数になってしまう。設問数が多くなりすぎると回答者の正確な意識の把握が困難になるため、それほど増加させることができない。このジレンマを解決するには各人権問題の調査をそれぞれ別個に行うことがある。それぞれ独立した調査を実施することによって、各問題に対する市民の意識がさらに明確になると答える。行政問題とも大きくかかわるが、今後、大東市に課せられた大きな課題として、次回にはぜひ実施されることを望みたい。

さて調査までのプロセスであるが、大東市人権啓発部人権啓発委員会と日本統計調査株式会社が草案をつくり、それをわれわれ懇談会委員とともに検討するというものであった。その中で感じたいくつかの問題点についてあげてみよう。まず、調査の目的がわからにくかった。もちろん、市民の意識がどのようなのかを把握するということは容易に理解できた。しかし、限られた項目数の中で、何を明らかにしようとしたのかがわからにくかつたのである。私は「障害者」について主に担当したが、質問数は5つであった。それにもかかわらず、暮らし方、雇用、教育、「障害者」問題の要因と幅広いテーマがそれぞれ1つの項目とされた(雇用のみ2つ)。これではごくごく表面的な意識しか把握することはできない。1つのテーマに統引きして、それを深めていった方が有効であったと思われる。何回かそれを主張したが、結局取り入れられなかつたことは残念であった。そのやり取りを通して、感じたことは始めに施策ありきであった。つまり、すでにイメージされた施策を展開するうえで、やりやすい結果を求めているにすぎないのでないということである。これがが邪推であつてほしいと願うが、どうもその印象を拭えないものである。しかし、項目設定について最終的に妥協してしまった私もうおおいに反省しなければならない。

調査を実施するうえでもっとも重要なのは調査項目をいかにして設定するかである。この善し悪しによって調査が決まるといつても過言ではないのである。しかし、調査項目の設定において参考すべき点がいくつかあつたと思われる。まずは、機会主義の思想、理念などが教育されている。これは知識の提供が主たる方法である。それはそれで効果のあることであろう。これに加えて、「障害者」といかにして親密な関係を形成することができるかが重要な課題となっているのである。そのためには「障害者」と

目を設定しようとする傾向があつたことは否めない。しかし、ただ単に近隣の市が設定しているからなどという理由で項目を選ぶべきではない。調査の目的があり、それを検証する、あるいは実証するためのみ調査項目は選択、設定されなくてはならない。そうでなければ市民意識の実態を把握することが困難になつしまう。これは社会調査の「いろは」である。

また、バイアスのかかった項目が少なからずみうけられた。つまり、回答を誘導してしまう可能性の高い項目がはいついたといふことである。例えば、「障害者」の雇用に対する意識の項目を取り上げてみよう。その設問に「法律により障害者の雇用が義務づけられていますが」と、雇用が義務づけられているのだから、「障害者」を雇用しないのはおかしいといふ判断に導いてしまうのである。この結果に、信頼性、妥当性が乏しいことはいうまでもない。委員会において当然指摘をしたが、スマーズにはすまなかつたという記憶がある。仮にも社会調査法(厳密には社会福祉調査法であるが)について多少学んできた者としても、やはり調査を実施する手続きは、少なくとも自分の知る範囲で、正確を期したいと考えるのは当然である。結果的には私の主張が取り入れられたことは幸いであった。ただし、私も見過ごしてしまった箇所がいくつもあり、その点が悔やまれる。

市民の意識がどのようなものであったかは調査結果の報告書を一読すれば明確であるが、私の感想を交えて略述してみよう。うつという少ない項目全般にわたつて、おむね良好な結果が得られたといえる。つまり、「障害者」も地域社会において生活を送り、統合教育を受け、社会参加していくことが望ましいとされ、「障害者」問題の発生原因はその個人にあるではなく、社会にあるという認識が広まっているといえるのである。1981年の国際障害者年以来、「障害者」についての理念が転換され、それまでに比べて「障害者」に対する施策が大きく進んだ。特に理念の転換は大きな影響をもたらしたといえる。それまでは「障害者」を一所に集めて、すなわち隔離して手足が動くようになることがよしとされていた。それは「障害者」問題の発生原因が「障害者」個人にあると考えられていたからである。しかし、欧米諸国から「ノーマライゼーション」「自立生活」「完全参加と平等」といった理念がわが国に伝わったことで反対ともいえる偏重觀が導入された。すなわち、「障害者」も社会に融合され、社会参加を行い、それを実現するためには社会環境を変革する必要があるという考えが登場したのである。このような社会的背景があつたことの意義は大きい。この社会的背景のもと、新たな価値観が浸透していくのである。ただし、内在的ではなく、外在的な要因により価値の転換が起つたという事実には少々不満が残るもの、結果としては好ましいものとなつた。

私がこの調査結果の中でもっとも注目するのは、「障害者」とどのような関係にあるかという項目と「障害者」に関する設問とのクロス集計である。すべての設問において、「障害者」との関係が親密になるにつれて良好な回答が増加している。この結果は今後の啓発方策を考えるうえで非常に重要である。人権教育と称して「障害者」差別の実態、理念などが教育されている。これは知識の提供が主たる方法である。それはそれで効果のあることであろう。これに加えて、「障害者」といかにして親密な関係を形成する

3. 在日韓国・朝鮮人問題

K.M.J研究センター 李福美（イボンミ）

頻繁に接する場を提供していくことが求められる。施設に隔離収容するのではなく、「障害者」の生まれ育った地域において生活を送るようになれば、近隣住民と自然に接触することができる。保育園、幼稚園をはじめとした学校は子供が大半の時間を過ごす場である。そこにも「障害者」がいれば、当然接点ができる。その際、看護学級に「障害児」をいれるよりも普通学級に「障害児」をいれる手立てを考えるべきである。就労の場にも「障害者」の同僚がいれば、必然的に同じ時間と空間を共有することになる。このようにさまざまな場で「障害者」が存在していれば、親密に接する機会が増大することは間違いない。接することで今までの「障害者」に対するイメージが歪んだものでは自然に学んでいくことであろう。

「障害者」と接することについて私は1つの仮説をもつている。それは、子供のうちから「障害者」と接する方が、大人になって初めて「障害者」と接するよりは、スムーズに価値転換をすることができるというものである。大の方方が固定的な価値に囚われている場合が多いので、このような仮説を考えているのである。したがって、私は子供が多くの生活する時間、空間に「障害者」が存在している状況をつくることが大切であると思うのである。これについては別個に調査をし、それが妥当であるという結果を得る必要があるかもしれないが、このようなことを大東市に望む次第である。

- はじめに
この大東市の入社問題に関する市民意識調査が、実施された1995年は、戦後50年目にあたります。戦後半世紀が経過したにもかかわらず、日本国内の旧殖民地出身者である、在日韓国・朝鮮人一世はもとより、アジアの人々から戦後補償を求める声があがっているのは何を意味するのでしょうか？ 今だに、あの侵略戦争が被害者の立場からは終わっておらず、清算がなされていないということを、加害者の側であった日本社会はどうだけ認識しているのでしょうか。
- 今回の意識調査では、直接に歴史觀についての設問は設けていませんが、歴史的経過の中で日本人と共にこの社会でくらしている、在日韓国・朝鮮人にに対する人権意識の結果はそのままの指標になるものと考えます。

●認識されにくく在日韓国・朝鮮人の存在

在日韓国・朝鮮人との人間関係では、全体では4割強（43%）の人たちが、「まったくつきあいがない」と答えています。10代では6割近くものぼります。在日韓国・朝鮮人社会では世代交代が進み、現在、日本人まれ日本育ちの二世三世がその中心となり、すでに四五世五世の誕生をみるとまでにいたっています。日本語が現実には母語であり、ほとんどの人が名前も日本名をなのり、日本の学校に通い、残念ながら、社会生活において民族を明らかにしていないのが現実です。民族を隠して、日本人のごとき生きることで、差別から身を守ろうとしているのです。そのことは裏返せば、日本人にとっては、彼・彼女が在日韓国・朝鮮人であるということがわからぬといいうことです。また、「帰化」や国際結婚などで、日本国籍を持つ韓国・朝鮮人も、年々増加しており、よりその存在が認識されにくくなっています。

私自身も、かなり親しい友人にも在日韓国・朝鮮人であるということは言えなかつた経験をもっており、付き合いがないと答えた人たちの中にも、実はすぐ身近に在日韓国・朝鮮人がいる、あるいは、いたという可能性は高いと思われます。

●約8割の人が差別するべきではないといふけれど

次に、差別の要因については約1割が在日韓国・朝鮮人当事者にあると回答しています。在日韓国・朝鮮人問題が存在するに至った戦前の植民地支配などの歴史的背景や実態などについて、当事者に責任があると答えた人たちはどうに認識しているのか、疑問です。在日韓国・朝鮮人問題の基本認識としては、「民族や国籍が異なっていても差別的な扱いをすべきでない」と答えた人は、全体で約8割（77%）とかなり高いスコアです。が一方で、排外的な意見である「差別的な扱いがいやなら母國に帰ればよい」と回答した人と、国籍による差別を是認すると同時に、日本人に同化させることで解決をはかるうとする「日本国籍を取得すれば差別的な扱いはなくなる」と答えた人が、共に約1割いま

す。年齢別では、50歳代で「母国に帰ればよい」が14%、「日本国籍をとればよい」が12%で4人に1人の人が、60歳以上ではそれぞれ19%と16%で、実に3人に1人ぐらいの割合で回答しています。戦争を体験した人たちほど、戦争の悲惨さについて身をもって感じているはずなのですが、非外意識とその一方で同化を求める傾向が強いのは、やはり、加害者の側としての総括反省がされていないということでしょう。

「日本に生む外国人は日本の文化や生活習慣に順応し、日本と同じような生活をするべきだ」という国際化についての意識を問う質問では、「あまりそう思わない」、「まったくそうは思わない」というそれぞの民族や國のちがいを認めようとする意見は45%で半数に足りない数字です。その一方で同化主義的な考え方である、「まさにそう思う」、「まあそういう思う」と回答した人は計26%で4人に1人の割合です。この質問に対しても、60歳以上の人には41%の人が同化主義的な意見をもち、高い数字をしめしています。逆に10代では異なる文化をうけいれようとする考え方には、半数以上になっています。また、「どちらともいえない」と回答した人が29%も存在していますが、気になるところです。

というのも、差別的な扱いをすべきでないというのは、全く日本人と同じように扱うことではなく、在日韓国・朝鮮人の持つ日本人とはちがう民族的なものを認めてこそ実現するからです。約8割の人が民族や国籍がことなっても差別的な扱いをすべきでないと答えている一方で、多文化共生的な考え方を答えた人は半数に足りていながらです。たとえば、就職を例にしてとりあげれば、民族名ではなく、日本名をのなるなら採用するといつたことです。

ですから、8割近くの人たちが差別的な扱いをすべきでないと答えるながらも、その意識の内容については疑問を感じざるを得ません。

●身近な問題で差別を容認する傾向があることは、居住差別・結婚についての質問にもあらわれています。在日韓国・朝鮮人であるとの理由でマンションを貸さないのは明らかに差別であるにもかかわらず、「差別だ」と答えた人は56%、「差別でない」が19%と約2割、「どちらともいえない」が23%と2割強です。約8割の人が民族や国籍が異なっていても差別してはいけないとしながらも、このような民族や国籍を理由にした差別だと認識する人が約6割弱になっています。

また、結婚についても、「二人の意志にまかせる」という回答が8割弱になってしまっています。しかし、実際には56%の人しか「二人の意思にまかせる」と答えています。「反対する」とはっきりと答えた人が10%、「日本に帰化をするなら結婚を許す」と答えた人が7%で、なんらかの形で反対すると答えた人が約17%になりますが、「わからない」と答えた26%の人も一層極端な反対に近い意見だと思われます。近年在日韓国・朝鮮人の婚姻件数の約8割が日本人との結婚ですが、何らかの形で反対を受けたという話は少くありません。8割が日本人と結婚しているという数字は、困難を乗り越えた結果のようですね。

次に定住外国人の地方公務員採用問題について考えてみます。「能力のある人を採用すべ

き」49%、次に「地方政府は在日外国人の生活に密着しているので、外国人も採用すべき」24%、「色々な考えがいかされるのよいい」とする意見が17%です。「外国人も日本文化へ順応すべきである」という間に、「そう思う」と答えた同化を求める傾向の人たちより、やはり「そう思わない」と答えた人たちが、約10ポイントほど外国人の採用に肯定的な意見が高くなっています。逆に「かたよった行政運営になる」、「日本人の就職口が減る」「日本国籍を取った上で採用」との外国人の採用に否定的な回答は、逆に同化を求める傾向の強い人たちが、それぞれ約8%以上の回答になっています。また、差別の原因を社会にあるとした人ほど、公務員採用に肯定的な回答が全体よりも高いポイントになっています。ここでも60歳以上の人37%が「日本国籍を取つてから採用」としており、国籍にたいするこだわりの強さがみられます。

参政権については、「定住者にはすべての賛成権を認める」が約5割(49%)、「地方レベルについては認める」が17%で、約66%の人が何らかの形で参政権を認めるべきとしており、私が想像していた結果より、肯定的な意見が高いスコアであがつきました。入居問題や結婚問題の結果よりもむしろ人種意識としては高い結果になっています。これは入居問題や結婚問題は具体的な自分もかかわる可能性のある生活上の問題であり、参政権は直接的な利害関係が生じる個人と個人のレベルの問題ではないからかもしれません。いずれにしろ、3代4代にわたって定住しながら、自らが住む地域の自治にすら意見を反映する手段として参政権が認められないというのは、疑問です。まして在日韓国・朝鮮人の歴史的背景を考えればなおさらです。

●おわりに●

今回の意識調査を通じて一番強く感じたのは、8割近くの人たちが国籍や民族で差別すべきでないと答えたがらも、その一方で四人に一人の人が日本に住む外国人は日本の文化や生活に順応したほうがいいと答えたそのギャップです。改めて日本の開拓性を強く感じました。国際化と呼ばれる中で、多文化共生社会の実現が求められているということをもう一つ認識すべきではないでしょうか。「ちがい」を排除するではなく「ゆたかさ」ところをえることは、日本社会にとってプラスになるはずです。

また、建前では差別はいけないとしながらも、結婚などの具体的な生活の場面では、まだ差別意識が根強い点にも、部落問題でもそうですが、解決のむずかしさを感じました。

最後に、高齢者に排外的な意識や同化を求める傾向が強いということです。日本は敗戦という形で戦争の終結を迎えたのですが、結局は加害者、侵略者としての清算をしていません。戦後五〇年歩んできたのではありません。また若い世代にも正しい歴史観が引き継がれていくことがないかかり、在日韓国・朝鮮人に対する差別意識はなくならないでしう。そのためには啓発活動の機会と内容の充実がますます必要になると考えます。

4. 同和問題

2. ホンネ・タテマエの乖離状況

部落差別意識の現状と課題

花園大学文学部教授 八木見介

1. 責任回避の動向

差別とは、差別する側が自己の利益のために、現実上または架空上の差異に普遍的・決定的な価値づけをすることであり、ゆえに、部落差別に限らず、すべての差別の責任（原因）はあげて差別する側に帰属すること、いまさらいいうまでもない。このことこそ差別問題を考察する際の根本的な認識でなければならないが、今回の調査結果をみると、市民は必ずしもそうして差別する側に帰属すること、いまさらいいうまでもない。この間に部落差別の傾向が頗る基本認識を獲得しているとはいえないようである。ことに部落差別の傾向ではこの傾向が頗る強められ、回答者の15%が差別の責任（原因）を被差別の側（「同和」地区出身者=被差別部落出身者）に求めたのであり、「どちらともいえない」を含めると、回答者の3人に1人がこうした差別認識の原点からなお遠いところに位置していることが分かった。

差別の責任（原因）を仮に被差別者自身に求める方針を探用するならば、人々は差別問題との直面を回避することができると、この問題への自己の消極的态度に関するうしろめたさ、やましさからも免れることができる。こうした姿勢は「同和」地区や「同和」問題への市民感情（それらに対する印象操作）の中にも色濃く反映されていた。

たとえば、「<同和>地区の人は「差別、差別」といつて、被害者意識が強すぎると思う」とや「<同和>地区の人は、行政面いろいろと優遇され、甘えていると思う」といった選択肢は44%の回答者によって支持されていた。ただし、ここでこの設問についてもつとも高頻度の回答が寄せられたのは「自分はどうしようもない問題だが、自分は差別しない」と答えたが、「被害者意識が強い」おびび、「甘えている」を同時に選択していたのであり、こうした印象操作が市民の部落問題についての見解の基調を形づくっている事実は疑いようもない。また、差別の責任（原因）を被差別の側に求める回答者はどのようないい印象をもつ傾向が強いことも実証された。

部落問題の解決にむけての市民意識の変遷状況についても、同様の問題傾向を見出すことができる。もっとも高率に選択されたのは「国民が同和問題に正しい理解をもち、同和問題解決のために努力する」（38%）であったが、第2位には「部落分離論」（同和地区の人があまつて住まないで、分散して住むようにする）、あるいは「腹た子を起こすな論」=自然解消論（そつとしておけば、自然に差別はなくなる）が各25%ほども選択されていたのである。「部落分離論」や「腹た子を起こすな論」が問題解決の道筋を展望させるものでないことはいまさらいうまでもないが、では選択第1位の「国民的理解・国民的努力論」が文字どおりのプラス志向を具現しているかといえれば、それは樂天的にもなれないものである。なぜなら、差別の責任（原因）を被差別者の側に求める人の15%は「国民的理解・努力論」を支持しており、また、この点について「どちらともいえない」と回答した人の34%がやはり「国民的理解・努力論」を支持していた事実があるのである。さらに「部落差別はなくならない」を支持した回答者の23%も同様に「国民的理解・努力論」を支持していた。すなわち、「国民的理解・努力論」の「国民」は必ずしも回答者本人を意味しているわけではなく、いうなれば市民の少なからぬ層が論議或各論反対（ホンネヒタテマエの使い分け）のスタンスを選擇していることが推定されるのである。

部落差別に係わって最後まで残る問題は、多くの人々がすでに指摘しているように、結婚問題であろう。また、部落問題に対してホンネ・タテマエが鮮明に分裂してしまう領域であるともいえる。未婚者（若年層がその大部分を占める）ではさながら、「同和」地区出身者の恋愛結婚に際して「自分の意志を貫いて結婚する」と回答した人が70%近くに達したが、自分の子どもの結婚について既婚者の態度予測を聞いた設問においては「子どもの意志を尊重する」としたのは37%にとどまり、それを上まわる41%の回答者が積極的に否定的な意向を表明だったのであった。しかも、「子どもの意志を尊重する」を選択した回答者は89年調査時点よりも4ポイントほども減少していたのである。

同様に、ホンネヒタテマエが分離しやすい局面は、実際に差別を現認した時にどのような態度を選擇するか、である。差別の見聞体験は、この間の部落差別の潜在化を反映して89年時点より4ポイント減少して23%に止まるが、差別を実際に現認した人の58%が「なにもせず、見過ごした」と答え、20%が「おぼえていない」と答えていた。市民の8割からくは便に他の者の差別行動を身近に経験しても、具体的な正行動を開始することはないのであり、そのような人々の少なからぬ部分が「国民的理解・努力論」を支持していることの意味をやはりよく考える必要があるだろう、その場合の国民っぽとは誰なのか、<理解>とは何のか、<努力>とはどうすることなのか、と。

3. 正負両面の意識傾向

市民が部落問題についてこうした意識傾向を示すについては、もちろん、それなりの社会的・歴史的な背景があることを理解する必要があるだろう。被差別部落についての伝統的な意識（たとえば、「開拓的だ」「貧しい」「こわい」など）がかなり遠景に退き、6年前の調査に比しても減少傾向にあるのは、この間の行政的、教育的、運動的な取り組みの成果として評価しうるのだが、こうした成果が皮肉にも「被害者意識が強い」「苦えている」といった新たな意識傾向を生み出したといつてもあながち過言ではないと思われる。「同和」行政や「同和」教育のあり方、さらには部落解放運動の現状に対する市民の複雑な印象を、單純に差別傾向を含むものと捉えては短絡にすぎるだろう。この点については自由回答の質的な分析や、ライフ・ヒストリーを含む詳細な研究を抜きに講論しては早計にすぎようが、私のこれまでの分析経験を踏まえていえば、こうした市民意識の内実には正負両面の意味が込められていると言えそうである。より明確にいえば、こうした一見後ろ向きな意識傾向の中にには、少なくとも部分的には行政・教育・運動への正當な批判が含まれている場合がある点を忘れてはならないということである。

行政・運動についての直接的な印象を質問する設問はなかったが、「同和」教育については行政問題に際しては、部落問題についての情教入手経路としては、「学校の授業で教わった」が32%ともっとも多く、89年調査時よりも10ポイント増加していた。一方、「父母から聞いた」「近所の人から聞いた」「親戚の人から聞いた」などはいずれも減少していた。一般的にいって、「父母」「近所」「親戚」といったシフォーマルな情報メディアは差別的な内容を含有する可能性が大きく、その点からみれば、「学校」というメディアは差別的な内容を増加していることは歓迎すべきことであるといえる。問題は、市民がこの学校「同和」教育の現状をどう認識しているかにある。「同和」教育への無条件賛成派は18%でしかなく、反対されるのである。

5. 今後の啓発課題

派・不需要派が33%、また、「同和」教育の必要性を認めたつも「現在の進め方には問題があると思う」とした回答者が23%に達していた。実際、現行の「同和」教育においては、多くの場合、教いがたいマンネリズムと形骸化が進行している事実があり、「同和」教育についての市民意識の動向を単なる消極的姿勢の具現としてとらえるだけでは、問題解決の方策を見誤ることにもなりかねないのである。「同和」教育についてのこうした意識状況を、単に「同和」教育それ自体についてのみの市民の意識動向として把握するだけでは不十分であり、多少とも部落問題全体へのそれのありようを反映していると理解する必要があると思われる。

4. 総括と展望

部落問題についての市民意識の実情は、悪化しているとはいえないまでも、改善しているともいえない現実の中にある。よく言われるようには、「問題のハード面(意識面を含む)も改善されるはずで來の部落解放理論でいえば、それに照応してソフト面(意識面を含む)も改善されるはずであった。しかし、見てのとおり、現実はそのようにはないものではない。それは単にハードとソフトの不照応を意味するだけではなく、ハード面の改善が市民意識に逆機能的に作用したとも思われる新たに複雑な様相をも含んでいる。すなわち、部落問題についての市民意識はいまなお全體として停滞的なだが、それは必ずしも市民だけを批判・非難してすむ問題ではないのであり、従来の行政、教育、運動の全體的総括が要請される、そのような問題なのだと思われる。(花園大学)

社会啓発活動の現状と課題

花園大学文学部教授 八木見介

1. 社会啓發の形骸化とくヨタ主義

反差別の課題、とりわけ部落差別問題にかかる社会教育(adult education)が「社会啓發」と呼び置かれるようになってしまった。いうまでもなく反差別にかかる学習には(1)被差別者の自己解放をめざした学習(2)被差別者以外の人々による差別問題に關する学習といふに、大別二類型が存在するが、もちろん、本調査においては後者に問題關心が焦点づけられた。

差別問題(わけても部落問題)に関する社会啓發は、この間、大いに活況を呈しているかに見える。実際、この領域にかかる社会啓發は、部落解放運動をベースまたはバックグラウンドとした成人学習活動として、量的にみて他のすべての領域をはるかに凌駕しているといつても言い過ぎではない。しかし、その内実に視点を定めれば、その量的な發展とは裏腹に、質的にはかなり深刻な問題狀況を深化させつつあるのが現状であって、俗にいうく3タ主義(といふ言葉によつて一般化されるような退行現象が進みつつあることも否定することができない)である。すなわち、動員方式による義理屈屈型の參加者のタマエ、薄暗く陰鬱な場の空気がもたらすタテジワ、差別問題をわがこととしては捉えないタニンゴト——、こうした形骸化が現今社会啓發の場を埋め尽くしているという次第なのである。社会教育・生涯学習の總体としての陥穰(成人の体制内化をうながす社会化)を実践する契機たりうることが期待された反差別にかかる「社会啓發」の質的な衰退の背景には、別項(部落差別意識の現状と課題)で指摘したような(1)部落問題それ自体の狀況的変動(2)量的拡大を中心課題に設定してきた部落解放運動(3)運動の要請への行政的追隨、等々の問題が横たわっていることは疑いえないが、さらに重要な問題としては「社会啓發」が直接的なアプローチ対象とする差別意識論それ自体の衰退をも同時に指摘しないではいられない。特に、東西冷戰構造の崩壊とともに伴う社会主義思想の衰退がもつ意味は大きく、いまだ誰もそれにとつてかわる理論体系を打ち出せないでいるのである。

2. 啓發への意識・態度傾向

大東市民は人権問題の學習について、どの程度の意欲をもつているのだろうか。調査では「あなたは、今後、人権問題の學習をしようと思いませんか?」との設問によって、市民の學習意欲を測定しようとしたが、その回答状況は非常に低調であった。學習に意欲を示したのは18%にしかすぎず、「関心はあるが、あまり學習する意持ちはない」46%、「関心がないので、學習する意持ちはない」24%、「人権問題は十分に理解しているので、學習する意持ちはない」9%と、80%までの市民が學習意欲はないという、まったくもつてつれない回答を返してきただった。

社会啓發(人権教育)を進めようとする側にとっては、非常に意欲消沈されてしまうような回答状況であるが、しかし、ここには少なくとも二つの問題があるように思われる。第一は、市民の人権學習についての誤解という問題であり、第二は、市民にそのように誤解させてしまう従来の啓發のありようが含んでいる問題である。

第一の問題についていえば、人権問題をタニンゴト（ヒトゴト）と了解してしまう市民の誤解をする必要がある。差別問題を考えるのは、「気の毒なアノヒトたちの解放のため」なのではなく、「アノヒトたちを差別しないではいるらしいやねなワタシ自身の解放のため」なのだとすること、そのことが往来の市民啓発においてはあまり重視されてこなかったために、市民は問題を自分自身から切り離してタニンゴトの領域に押し込めてしまつたのではられないかと思われる。また、社会啓発の内容が多くの場合、「差別してはならない」「人権は守られるべきである」といった一面的な規範の注入に終始してしまつた点も見逃せない。人権学者が自分自身の解放を目指してのものであること、他者を差別しないではないまれな自分自身を解放することが、個々具体的な差別問題に苦しまれているアノヒトたちの重荷を幾分でも軽くすることにつながるという実感をもつことができれば、市民は人権学習に対してかくも冷たい反応を示すことはないことが十分期待できるのである。現に私自身、いくつかの啓発現場を調整者（講演者、助言者）として担当する中で、啓発参加者に問題をジアンゴトとしてどうえてもらうことに成功した事例をもつていて。第二の問題も第一の問題に重なるが、こちらは主として啓発を進める行政の責任が大きい。とくに講演問題領域においていえば、市民意識の現状を無視したスケジュール化の形式主義、部隊問題の強気にも合致しなければ被差別部落の人々の日常生活実態にも合致しないような旧態依然たる学習内容、しかも運動体の要請に無批判に同調した動員主義など、市民を戻みさせてしまうような取り組みが社会啓発の主流を形成してきたのではないか。

3. 市民の反応にみる可能性

人権問題の啓発活動の進め方について市民はどうな感想をもっているであろうか。もとも多くの回答者が選択したのは「堅苦しくないものにした方がよい」（35%）であった。まことにもつて市民は現行の社会啓発が趣だしていいる主要な雰囲気について熟知しているかのようである。実際に啓発活動に参加した人の51%、いかなる啓発活動にも参加したことのない人（全体の74%にのぼる）でも30%がこの選択肢にとびついでいるのである。啓発活動の未経験者がかなり高率にこの選択肢を選んでいるという点について、無責任な回答として処理できないわけではないが、私としてはむしろ、啓発活動の経験者であらうがなからうが、現行の社会啓発活動が生み出で陰鬱なトーンを市民がすでに常識化しているものと受け止めたのである。かくも市民の社会啓発への評価はワンハーバーであるが、しかもその評価はあなたがち的外れともいえない現実もあるわけなのである。

しかし、この点についての市民の意向の中には、今後の啓発深化にとって意味ある反応も含まれていた。同じ設問に対して「く障害者、在日韓国・朝鮮人、同和地区出身の人たちと交流できるイベントを増やす」という選択肢を選んだ回答者が21%存在した事実がそれ。被差別者に対してある種の違和感をもつているタイプの人であっても、否、そのような人であればあるほど、魅力的な被差別者と対面的な相互作用を繕り返す中で、自分の内部で生じる内面的な葛藤を自覚し、そこから自分自身の人間理解や問題理解のやり直しを迫られるということは十分にありうるのである。実際、一般的にいつて、人間の意識というものは、その人間の日常生活世界における関係性（他者との相互作用）のモードの変換を通じてしか成立しないものなのであり、この点は、本調査の他の設問からもある程度まで実証されていた。すなわち、調査では回答者における被差別者との交流関係の濃度と人権感覚のありようとをクロスさせてみたのだが、やはりこの両者には統計的に有意な相関性があったのである。

4. 啓発活動のモデル・チェンジにむけての若干の提言

まず、啓蒙主義の被差美が必要である。啓蒙主義の前提には、無知が差別の土壤だとする発想があるが、無知・有知と差別・反差別とは相対的に無関係である（医学的有知を代表する医師がハッセン病患者やH.I.V患者に対していかに差別的であったことか）。無知・有知にこだわるのではなく、前項に記したように人間関係パターンの丸ごとの組み替えにつながるような取り組みの発展が是非とも重要である。また、差別を何かの属性から帰納的に捉えようとするのではなく、いかなる差別もすべて社会的定義過程への產物であるということを明らかにする必要もある。誰がどのようにして一定の人々や集団を差別的に定義するのか（レッセルを貼るのか）、その際、どのような権力・権威関係が働くのか、といった点に焦点づけをした啓発が重要であろう。

差別を「あってはならない」ものとする前提から出発するではなく、いかに差別がいびつなものであるにしても、それは人間社会にとって本質的な關係であることを認めたりえで出发することも重要だ。これは差別の宿命性を意味するものではない。いうなれば、差別を「なくす」ではなく、差別と「たたかう」ということをもつて啓発の獲得目標に設定しなおすべきではないかということである。

啓発の形態面については、なるべく動員方式をきめざしたい。そして、堅苦しい雰囲気を一掃するための工夫をこらしたいものである。冒頭述べたように、アノヒトたちの解放のため（だけ）ではなく、アノヒトたちを差別しないではいられない真剣な自分自身の解放を考える場として啓発機会が準備されるならば、かならず啓発は現状の框架を脱出でき、明るく楽しいものになると考えらわれる。